各協会・医会 御中

全国保険医団体連合会 社保審査対策部

オンライン請求猶予届出に関する厚労省要請の概要報告と

対象会員への対応方について

日頃のご活躍に心より敬意を表します。

さて、光ディスク請求を続けるための猶予届を提出したにもかかわらず受理されず、 オンライン請求の開始届または有効な猶予届の再提出を行わなければ 2025 年3月には 光ディスク等を用いたレセプト請求を返戻する場合があるとの、脅しととられかねない 電話と連絡文書が社会保険診療報酬支払基金から多くの協会・医会の会員医療機関に来 ていることが報告されました。

このため、保団連は、12月26日に、光ディスク等で請求する医療機関からの猶予届出の再提出要請を撤回することを求め、厚労省要請を実施しました。

当該要請で確認した概要と対応方をとり急ぎご報告いたします。 年末のお忙しい中とは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

1、厚労省の基本的な立場

- ・厚労省はオンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップに沿い対応 を進めているが、オンライン請求への移行に障害のある医療機関があることは認めて おり、その障害を取り除いてオンライン請求への移行をしてもらいたい。
- ・しかし、障害がある以上は猶予を行う。
- ・猶予届出書提出により、9月末までの1年更新制で運用を行うことが基本。
- ・猶予届出書に記載を求めている移行計画は、オンライン請求実施に向けて取り組んでいただきたいために必ず記載をお願いしたいもの。ただし結果的に達成してなかった場合に、責任を問うようなことはしない。猶予期日までに改めて届出することで更新は可能と回答。
- ・基金担当者からの不適切な事例があることは把握したので、そうしたことがないよう 改善を図っていきたいと回答。

2、会員医療機関への対応について

(1)厚労省と保団連の確認事項

上記の厚労省の基本的な立場にもかかわらす、基金担当者によって医療機関への対応に大きな差が生じているため、保団連は要請で確認した下記の取り扱いを改めて各都道府県の基金に周知し、保険医療機関に再提出が必要なことを連絡する際は、聞き取りと説明を丁寧に行うことを求め、厚労省は承諾した。

保団連は、一部の基金担当者がすぐさま返戻するかのような不適切な対応をしている事例が散見されることを指摘し、地域医療提供体制を確保する視点で対応するよう、強く改善を求めた。

(2)厚労省との届出に関する確認概要(Ⅲ.移行計画の⑥の「ウ」の場合の記載について)

- ①様式第1号「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書」の「Ⅲ.移行計画」の⑥と⑦の記載不備を修正して再提出を行う。
- ②差し戻している事例は主に、「III.移行計画」の⑦で「エ.その他」を選択している、あるいは、1年の更新期間を超えた来年9月以降の期間を記載している場合と、移行できない理由の記載がない場合とのこと。その理由は、1年更新期間が来年9月末であることと、移行計画であるため、移行の目安の記載を求めているため。
- ③このため、「Ⅲ. 移行計画」の⑦の、「イ. 来年3月末までの時期」又は、「ウ・来年9月末までの時期」のどれかを必ず選択すること。「ウ」の選択が現実的。
- ④移行できない理由を必ず記載すること。
- ・記載場所は、「Ⅲ. 移行計画」の⑥における「ウ」の横のカッコ内に記載することと 合わせて、⑧から⑩も記載する。
- ⑤記載する「移行できない理由」は、全国保険医新聞で紹介した内容に、その具体的な理由を付け加えて記載する。例えば、「<u>患者減少のため</u>、今後の費用負担など経営上の理由で導入困難」や「<u>高齢のため</u>セキュリティ上の不安から導入困難」などシンプルに記載する。
 - 「レセプト枚数が極端に少ない」や「●年後に廃院を検討中」、「高齢で一人で対応 している」など、さらに具体的な理由を記載する場合は⑪「備考欄」に記入する。
- ⑥1年更新制であり、当該届出書でオンライン請求を行うことができる体制の整備予 定時期の記載をしても、その時期までの整備ができないことへの責任を問うもので はなく、猶予期日までに改めて届出することで更新は可能。

※別添・猶予届出例

以上

「今後の費用負担など経営上の理由で導入困難」又は「セキュリティ上の不安から導入困難」等の理由による猶予届出例

(別添2) 様式第1号

光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書

兼 オンライン請求への移行計画書
I. 保険医療機関・薬局の基本情報
① 名称
② 電話番号 3 保険機関コード 3 保険機関コード
イ 所在地 「大阪(民)」 「大阪(成)」 「大阪(成)
(都道府県)
Ⅱ.届出内容
⑤ 光ディスク等を用いた請求の継続を希望する期間 西暦 年 月 日
※ 最大で届出を行った翌年の9月末まで
※ 1年更新制であり、改めて届出・移行計画書の提出を行うことで更新可能。
Ⅲ. 移行計画 2025年9月30日と記入
6 現時点でオンライン請求に移行できない理由(ア~ウから選択)
「ア 外部委託などにより請求を行っているため、レセプトコンピュータを保有していない
外部委託先の名称()
イ オンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情(※以下から1つ選択)がある
□ 光回線のネットワークが未整備の離島・山間地域や建物に所在
□ 改築工事中・臨時施設 「
□ 休廃止に関する計画を定めている 「 のため今後の費用負担など経営上の理由で □ その他特に困難な事情がある
□ その他特に困難な事情がある 導入困難」又は
⑦ 現時点で検討しているオンライン請求を行うことができる体制の整備予定時期
ア 本年12月末までの時期
イ 来年3月末までの時期 ウ 来年9月末までの時期
エその他(
例:来年9月末までに休廃止予定であるなど
(⑥で「ウ. その他」を選択した場合)
⑧ レセプトコンピュータ・請求用端末の状況(ア~ウから選択)
ア オンライン請求に対応可能(確認済み) 実情に応じて記入
イ 改修・調達が必要 (西暦 年 月対応予定)
し ウ 改修・調達の要否を確認中
⑨ ネットワークの整備状況(ア~ウから選択)
「ア 整備済み 実情に応じて記入
イ 契約済み・未整備 (西暦 年 月対応予定)
し ウ 見積もり依頼中・検討中 「未実施」と記入
⑩ 各種届出の状況
(1) オンライン請求の利用申請 (済み/未実施)
(2) 電子証明書の発行申請 (済み(※)/未実施) ※オンライン資格確認端末から請求する場合で、発行済みの電子証明書を兼用する場合を含む。
※ オンプラス 日本
① 備考
上記のとおり届け出ます。 上記 の「ウ」以外にも具体的な理由がある場合は記載
西暦
四暦 年 月 ロ 開設者名
審査支払機関
御中
し メールアドレス:

(記入等に当たっての留意点)

- 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年8月31日までに)、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを経由して審査支払機関に届出を行うこと。
- ・ ①・②・④欄には、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・ ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。
 - ·【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - ・【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤(薬局) 4
- ・⑥・⑦欄には「ア〜ウ」又は「ア〜エ」のうち該当するものを選択して記入すること。⑥欄で「ア」を選択した場合には、記入欄に外部委託先の名称を記入し、「イ」を選択した場合には、該当する事情を1つ選択し、⑦欄で「その他」を選択した場合には、記入欄にその具体的な内容を記入すること。
- ・ ⑧・⑨欄には「ア〜ウ」のうち該当するものを選択して記入すること。「イ」を選択した場合には、記入欄に対応・整備予定時期を記入すること。
- ⑩欄には、(1)(2)のそれぞれについて、「済み」又は「未実施」を選択して記入すること。